

No.	質問	回答
1	実施要領 P 3 5.参加表明書等の提出 (3) 提出書類 ウ 業務実績一覧 (様式 3) について、金額は非公開としてよいか。	様式 3 について、金額の記載は必要ありません。そのため、金額欄を削除した様式に改め、再度掲載しましたので、そちらを使用してください。
2	仕様書 P 6 5.工事の実施 (6) 市との調整等を行う現場業務責任者について、責任者は 2 施設を兼任してよいか。	問題ありません。
3	現地確認・調査を提案書提出前に行うことは可能か。	予定しておりません。
4	現地調査が不可能な場合、優先交渉権獲得後に現地調査を行い大幅な計画変更があった場合には、提案単価や工期について協議は可能か。	可能です。
5	東部公民館については、事業期間中に防水の修繕があるかと思われるが、その際の防水改修時の一時撤去費用は契約単価に見込む必要はないと考えてよいか。	仕様書 6 (5) のとおりです。
6	規定期間までに辞退届を提出した場合、ペナルティはないか。	実施要領 1 5 (6) のとおりです。

7	電気料金シミュレーションで入力する単価は税込み額でよいか。	お見込みのとおりです。
8	提案書には単線結線図などの詳細図までは不要と考えてよいか。	必ず要するものではありません。
9	東部公民館については、既存不適格の建築物に対しての設置になるかと思われるが、施工は行う方向性と捉えてよいか。	よいです。
10	構造検討について、いつの段階の耐震基準に適合すれば、設置は問題ないと考えれば良いか。	構造検討については、仕様書3（3）のとおりです。
11	優先交渉権獲得後、詳細検討により安城市の承諾を得られない場合の辞退及びペナルティについての見解は。	ペナルティはありません。
12	北部調理場のみの提案で参加することは可能か。	仕様書別紙1にある全ての施設にPPA設備を導入する提案をしてください。

13	<p>施工会社、維持管理会社などを外部発注する場合は、役割毎に構成企業とする必要があるか。 また、役割毎に構成企業とする必要がある場合は、すべての企業が安城市競争入札資格者名簿に登録されている必要があるか。</p>	<p>左記の質問について、「施工会社、維持管理会社などを外部発注する場合は、必ず共同企業体（コンソーシアムまたはジョイントベンチャー）を構成しなければならないか。また、共同企業体を構成しなければならない場合は、すべての企業が安城市競争入札参加資格者名簿に登録されている必要があるか。」という趣旨と解釈し、回答します。</p> <p>必ず共同企業体（コンソーシアムまたはジョイントベンチャー）を構成しなければならないわけではありません。</p>
14	<p>「[補助事業]の交付決定を受けることを必須とする」とあるが、交付決定が受けられなかった場合、本業務は中止となるか。もしくは、貴市としてメリットがあると判断した場合は補助事業なしでも実施する可能性はあるか。</p>	<p>中止となります。</p>
15	<p>建設工事の資格を持つ企業と共同企業体を構成し本プロポーザルへの参加を予定している。安城市競争入札参加資格者名簿に現時点で登録されていない建設会社等の場合でも、新規申請を行うことで本プロポーザルに参加することは可能か。</p>	<p>応募時（参加表明書等提出時）に安城市競争入札参加資格者名簿に登録されていることが必要です。</p>
16	<p>原則として、補助事業の交付を得て行うため、処分制限期間を考慮すると最短でも17年間は業務期間だと思われるが、仕様書では「運転期間は最長で20年間とする」とある。運転期間の定めがないと諸費用等の計算が困難なため、運転期間の最短期間もしくは運転期間を明確に定めもらうことは可能か。</p>	<p>運転期間も提案に含めて検討してください。</p>
17	<p>補助事業は貴市との共同申請であり、申請に際して必要な協力は得られるとの理解でよいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
18	<p>法令適合及び各種関係手続における所管官庁への手続きについては、必要に応じて協力を得られるとの理解でよいか。</p>	<p>本市が必要と認めるものについては協力します。</p>

19	「各種設備機器の増設計画がある場合は、その支障にならないよう配慮してPPA設備を設置すること。」とあるが、増設計画は現時点で開示してもらうことは可能か。	現時点で計画はありません。
20	「移設に伴うPPA設備の運転停止期間に関しては、業務期間に含まれないものとする。」とあるが、運転停止期間には制限を設け、制限を超える運転停止期間については金銭での補償がなされるのか。	運転停止期間相当分は業務期間（PPA設備の使用期間）が延長されますので、金銭等での補償はいたしません。
21	保安点検業務を現在の電気主任技術者に委託することは可能か。また、可能な場合は1年間にかかる委託費用を事前に提示してもらうことは可能か。	仕様書6（2）のとおり、受注者と電気主任技術者の協議事項となります。
22	別紙3 予想されるリスクと責任分担に関して、「市の指示によるもの」、「用途の変更等、市の責による業務内容の変更」、「市施設に起因する事故・火災による施設及び設備損傷」、「市施設廃止時の撤去」など、貴市の責任により本導入業務の継続が困難（もしくは不能）になった場合は、違約金等が貴市から支払われ、本業務は終了するとの認識でよいか。また、事業の中止により補助金を執行団体へ返還しなければならない事象が発生した場合も、貴市の負担で返済いただくとの認識でよいか。	市が補償責任を負います。
23	本業務は債務負担行為等で長期間の返済が約束される業務か。	長期継続契約を締結する業務です。
24	締結予定のPPA契約書などの契約書（案）や約款を事前に開示いただくことは可能か。	開示はできません。